

公 募

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

分任契約担当官

会津森林管理署南会津支署長 金子 友次

下記のとおりくん蒸処理済みナラ丸太材の購入希望者を公募します。
申込みされる方は、下記に従い現物熟覧のうえ買受申込書により申し込みください。

記

1. 売払物件

(1) 物件番号 1 号

- ①品 名 : ナラ材丸太 (長さ 2 m、くん蒸処理済み)
- ②数 量 : 10 m³
- ③所在地 : 福島県南会津郡只見町大字布沢民有地内
(引渡場所位置図参照)

2. 契約条件

当該売払物件は、ナラ枯れ防除事業である「おとり丸太」に使用した材料で、内部にカシノナガキクイムシと呼ばれる体長 5 mm程度の昆虫が侵入している。この昆虫を駆除するため、丸太全体を薬剤処理しているものの、ナラ枯れ被害の拡散を防ぐ必要があることから、契約にあたっては以下の条件を附すものとする。

- (1) 売払物件を只見町以外の地域に移動させないこと。
- (2) 現地からの搬出後にいずれかの処理を行うこと。
 - ① 翌年の 3 月までに 30～40 cm の長さに玉切りし、割材する。
 - ② 翌年の 3 月までに厚さ 10 mm以下にチップ化する。
 - ③ 翌年の 4 月までに焼却する。

3. 申込資格

- (1) 契約金額を現金で持参し納付できる者に限る。
- (2) 予算決算及び会計令第 70 条の規程、国有財産法第 16 条に該当しない者に限る。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当する。
また、予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

4. 申込期限及び申込先 (問合せ先)

- (1) 申込期限 令和 7 年 11 月 25 日 10 時 00 分 (行政機関の休日に関する法律 (昭

和 63 年法律第 91 号) 第 1 項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)

- (2) 申 込 先 福島県南会津郡南会津町山口字村上 867
会津森林管理署南会津支署 総務グループ
電話 0241-72-2323

5. 申込方法

- (1) 「11 配付資料等」(3)の買受申込書(裏面に条件書を印刷した買受申請書)に必要な事項を記載(電話番号は必須)のうえ、4(2)に示す場所に持参又は郵送にて提出する。
- (2) 郵送の場合は「11 月 25 日申込期限(事業名)の買受申込書在中」と朱書きの上簡易書留または配達記録郵便等にて令和 7 年 11 月 21 日の 16 時 00 分迄到着受付したものに限り。
- (3) 買受申込前に「11 配付資料等」(5)の暴力団排除に関する誓約事項を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引渡し後の返品は認めない。

6. 仕様書等を交付する場所及び期間

- (1) 場 所 4(2)に同じ
- (2) 期 間 令和 7 年 11 月 10 日～令和 7 年 11 月 26 日(休日を除く)の 9 時 00 分～16 時 00 分(12 時 00 分から 13 時 00 分を除く。)

7. 契約締結期限 買受人決定の日から 7 日以内。

8. 代金納入期限 契約締結と同時に契約金額を会津森林管理署南会津支署収入官吏に現金で納入すること。

9. 引渡し等

- (1) 期 日
代金納入の日
買受人は引取日を事前に 4(2)に示す場所に連絡し、引取日の了解を得ること。
- (2) 場 所
1(1)及び(2)に示す場所
(「11 配付資料等」(2)の引渡場所位置図に示す場所)
- (3) その他
①引渡しの際には、「引渡し注意書兼物品受領書」に記名して 4(2)に示す場所に提出すること。
②輸送・積込みにかかる費用等は買受人負担とする。

10. その他

- (1) 提出された買受申込書について、無効の扱いとなる場合は、「関東森林管理局署

等随意契約見積心得」第4条によるものとする。

- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払い物件に損害があった場合は、引き渡し前であっても買受人負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。
- (8) インボイスの交付は買受申込書の写しをもって行う。

1 1. 配布資料等

- (1) 物件写真
- (2) 引渡場所位置図
- (3) 買受申込書
- (4) 引渡し注意書兼物品受領書
- (5) 関東森林管理局署随意契約見積心得及び暴力団排除に関する特約事項

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページ<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。